

第 2 7 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和4年10月14日開会

令和4年10月14日閉会

米沢市農業委員会

令和4年10月14日（金）午前9時30分 米沢市農業委員会第27回定例総会をJA山形おきたま米沢支店3階第1会議室に招集した。

出席委員（17名）

1番 伊藤精司 委員	8番 高橋信夫 委員	14番 大野澤進 委員
2番 小関善隆 委員	9番 佐久間英之 委員	15番 相田市三郎 委員
3番 高橋祐弘 委員	10番 江口益美 委員	16番 山王堂民榮 委員
4番 我彦正福 委員	11番 宮崎雅文 委員	18番 樋渡由美 委員
5番 佐藤利夫 委員	12番 遠藤伊一 委員	19番 二宮啓一 委員
7番 佐藤孝義 委員	13番 鈴木晃子 委員	

欠席通告委員（2名）

6番 田代昇一 委員	17番 古畑功一 委員
------------	-------------

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（5名）

事務局 長	宍戸 徹朗
事務局長補佐兼農政振興主査	根津 正孝
農地 主 査	宮原 功
主 任	吉田 潤
主 任	須貝 祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第1号 非農地証明の報告について

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について

議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第3号 農用地利用集積計画について

議第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 これより第27回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を8番 高橋信夫委員のご発声にてよろしく願いいたします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

秋作業も稲刈り大体の方が終わったということで、大規模な方は残っているようではありますが。昨日、遊佐町で80歳の方がコンバインが横転してお亡くなりになったというニュースがあったようでありますので、十分気をつけて、私も高齢者でありますけれども、気をつけながらもう少し稲刈りをやりたいと思ったところであります。

先日、10月4日、農業者年金の特別研修ありまして、私と鈴木委員と吉田主任が参加したところでありますが、鳥取県の女性の方のお話、大変よかったわけでありまして、とにかく訪問して話をすることが基本だと言っておりまして、米沢市については、今年は目標3人をクリアしたところでありますが、山形県としては去年も今年も全体的に90人の割り当てで70人ぐらいしか加入していないということで、まだまだ足りないということでもありますので、ぜひ加入を勧めていただきたいものだなと思っております。特に若い人、女性の方に勧めてもらいたいということでもありますので、ぜひ周りの方で未加入の方おられたら声がけをしていただきたいというふうに思います。なかなか年金だけでは老後の生活大変でありますので、声がけをして、知らなかったということのないように、農家の皆さんに周知をお願いしたいと思います。

あと県大会の議案の検討会ありまして、今回は置賜からは白鷹の小林会長が年金に関する情報提供、発表するというので、議案書については文句のつけようがない立派なもので、誰も意見もなかったということでございました。11月18日、県大会よろしく願いしたいと思います。

今日は、この後市長への意見書の提出もございますので、定例総会運営にご協力よろしく願いしたいと思います。

今日は大変お忙しい中、本当にありがとうございました。

根津補佐 ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、6番 田代昇一委員、17番 古畑功一委員の2名であります。出席者は19名中17名であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第27回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、18番 樋渡由美委員、19番 二宮啓一委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からごいませんか。

根津補佐 (挙手)

議長 根津補佐。

根津補佐 議案書の訂正はございません。

議長 ないので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議長 宮原農地主査。

宮原主査 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号20号から21号の計2件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田2筆 684.00㎡、畑10筆 2,778.00㎡、合計12筆 3,462.00㎡です。

受理番号20号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は、平成10年頃です。申請理由は、平成10年頃より耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号21号 申請人 ○○○○外5名、所有者も同一であります。土地の表地と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種への転用です。転用年月日は、昭和60年頃です。申請理由は、昭和60年頃より事業所敷地として利用し、令和2年に取り壊したが非農地化しているためです。

以上、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通

知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議 長 宮原農地主査。

宮原主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号24号から25号の計2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ18筆12,976.00㎡です。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議 長 宮原農地主査。

宮原主査 議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号28号から29号の計2件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田1筆 77.00㎡、畑1筆 499.00㎡、合計2筆 576.00㎡です。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は車庫の建設です。こちらは1種農地です。

受理番号29号 渡人 ○○○○外1名、受人 △△△△外1名、土地の

表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いいたします。

それでは、受理番号28号から29号を上程いたします。

1 5 番 (相田市三郎委員 挙手)

議 長 1 5 番 相田市三郎委員。

1 5 番 1 5 番 相田です。

農地法第5条の議第2号の受理番号28、29について、10月4日と5日に電話で聞き取り、また、ご本人と会ってお話を聞いてきましたので、ご報告をいたします。

受理番号28番、29番は、申請人の住所、氏名、また土地の表示は記載のとおりです。受理番号28番の申請地は案内図ありますけれども、〇〇地区を通っている、国道△△号から県道〇〇を結ぶ△△道路がありますけれども、その入り口のところであります。今年、息子さんが家を解体して、その場所に申請人が新築されて、現在そこにもう住んでおられます。その前の家の畑がお父さんが作付して、そこを住宅新築に伴うために車庫や駐車場にしたいというお話でした。また、現地を確認したら事前着工などはされておりました。

受理番号29の申請地は、〇〇地区にある介護施設の△△△△の北側で、近くの人が所有者から長年お借りして畑として耕作していましたが、高齢になり管理ができないということになり、土地の所有者が△△に売却されて、この申請地を、現在も〇〇地区に住んでおりますが取得して住宅を建築したいというお話でした。また、現地を確認したら事前着工などされておりました。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号28号から29号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号28号から29号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

須貝主任
議 長
須貝主任

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

(挙手)

須貝主任。

議第3号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号から20号の計20件です。内訳は、新規の貸借権の設定が18件、貸借権の再設定が2件です。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ63筆 116,255.00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきま

しては記載のとおりです。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、受理番号1号から20号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について、を議題といたします。

なお、本件においては、先日の農事相談においてブロックごとに諸案の検証がなされておりますので、事務局からの議案の説明の後に第1ブロックから順に検討結果について代表者から報告をいただき、その後、協議会を開催し協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、そのように進めます。それでは、議第4号について、事務局の説明を求めます。

根津補佐 　　(挙手)

議 長 　　根津補佐。

根津補佐 　　議4号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見の提出のため委員会

に付議いたします。

意見書の内容につきましては6ページに記載のとおりでございます。なお、8月の運営委員会から9月までの期間、様々なご意見を頂戴しまして、最終案といたしました。先日の農事相談の折に各ブロックにお示しして、ご協議、最終確認をいただいたところです。本日決定をいただきましたならば、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づきまして、本総会終了後、市長に対しまして会長及び職務代理者、各ブロック長で提出を行います。ご審議のほどよろしく願います。

議 長
3 番
議 長
3 番

それでは、第1ブロックから順に報告をお願いいたします。第1ブロック。
(高橋祐弘委員 挙手)
高橋祐弘委員。
3番 高橋です。

第1ブロックの検討結果ということで、先日の農事相談の折に、農業委員、推進委員全員出席の下、検討した結果、この意見書の案でよろしいということで決まりましたので報告いたします。

以上です。

議 長
1 6 番
議 長
1 6 番

ご苦労さまでした。第2ブロック。
(山王堂民榮委員 挙手)
16番 山王堂委員。
16番 山王堂です。

第2ブロックでは、農事相談のとき事務局からの説明をいただきまして、いろいろ運営委員会でも直した点もありましたが、この内容で十分だということで終わりました。

議 長
9 番
議 長
9 番

第3ブロック。
(佐久間英之委員 挙手)
9番 佐久間委員。
9番 佐久間です。

第3ブロックにつきましても、第1、第2同様、特に問題なく、これでもよろしいのではないかという意見でございます。

以上です。

議 長

以上で各ブロックからの報告が終わりましたが、定例総会を暫時休止し、ただいまより開催の協議会にて、農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について、の協議を行います。

(協議会)

議 長

それでは、協議会を閉じ、ただいまから定例総会を再開いたします。
議第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について、は

議案書のとおり決定し、米沢市長に対し意見書を提出することに異議ありませんか。

全委員
議長

異議なし。

異議がないので、議第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出については、議案書のとおり決定し、米沢市長に対し意見書を提出することといたします。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、の話題提供として発言をいただきたいと思います。今回は14番 大野澤進委員にお願いいたします。

14番

私からは、10月に入りまして、いろいろなものが値上がりしております。食品については6,000品目以上の値上がり、中には便乗値上げもあるようですけれども、家計も大変になっているのではないかなど。また、米価は若干上がりましたが、逆に皆さんもご承知のとおり農業用の資材、燃料等その他もろもろなどが大幅に値上がりしている状況であります。来年度の作付につきましては、何とかできるかなと思っておりますが、再来年、令和6年度以降につきましてはどうなのかなど。当地区に関しては頭を抱えておられる農家の方もおられ、特に高齢者の方、リタイアなど、また面積の縮小などを考える農家の方もいるというお話が聞こえてきております。このような状況になれば、当然、当地区は特に中山間地というか山手なので、遊休農地なり耕作放棄地がこれからますます増えてくるのではないかなど心配されます。米沢市より、稲作については10アール当たり1,000円の支援を頂きました。誠にありがとうございます。しかし、県及び国への支援の要請もお願いしたいものだなと思っております。これからなかなか大変になってくるのではないかなと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。私からは以上であります。

議長

ありがとうございました。

大野澤委員から資材高騰に対する今後の作付状況についていろいろございましたが、皆さんから質問、関連意見等ございませんか。

3番
議長
3番

(高橋祐弘委員 挙手)

3番 高橋委員。

3番 高橋です。

今の話聞いて、この間米の検査場に行ってきました。米出しに来たある75歳ぐらいの人かな、上郷の人なんだけれども、うちの部落で機械壊れたりして辞める人2人ぐらいいたなと聞いたんです。困ったなと言って。だけれども、機械買ってこれからやる元気ないという高齢の70以上の方だけれど

も、そういった人もいるということで、そういった農地を今後どうしたらいいかなど。若手なんて言ったって1人しかいないから無理だべなんて話になって。本当に、そういった現実味を帯びてきた今の現状だと思います。やっぱりそれだけの、米価なりそういった支援体制をしっかりとしないと、若手の受け手もいなくなるのではないかなど心配している状況です。そういったことも国に働きかけていかなければならない状況だと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

後継がいれば農協も機械のローンも貸してくれるわけですが、高齢者となるとなかなか借りられないということもあります。だから機械も買えない、そして機械もなかなか部品がなかったり在庫もないような状況で、修理してもすぐ直してもらえないような状況だったりして、なかなか厳しいわけですが、機械もどんどん高くなっていくもんな。

2番

機械といえば、長く使えば使うほど部品ないと言って新しいの買えと言うような農機具メーカーだから、俺も乾燥機、2台あるうち1台昇降ベルト壊れたら、それベルトがもうないと、どこ探してもないからベルト1本のために全部買わなきゃならなくなって。あとは例えば農機具なんか様々な補助金出すけれども、今はほとんど何件以上の農家で合わさってしないと駄目だとか、ポイントは何ポイントじゃないと駄目だとか、法人化しろとか何かとか、条件をつける。でも1回法人化してしまえば、その条件がポイント取れなくなるから、結局最初だけもらえるというんだけど、後からなかなか難しくなっているという状況で、何でそのように条件つけていかにも金を出したくないみたいな、と捉えるわけよね、単純に。年々その条件が厳しくなってきた。単純にくれるというのは何にもないもんな。

議長

大規模大規模ということを集積集約化、我々の仕事でやっているわけですが、なかなか大規模農家ばかりでは農業やっていられないわけだな。だから、そういう法人化とか大規模だけでなく、それぞれの小さい農家についても何か応援してもらって継続できるような体制を取ってもらいたいものだなと特に思うところがあります。

大野澤委員、維持管理の親方していると、掘り上げたくても人減って……

14番

当地区については皆さんもご承知のとおり13号、栗子のほうから下りてくると比較的13号沿いは作付もなっているようですけども、部分的にやっぱり休んでいる方も見えるというか、荒れている田畑もある。山手のほうに行くと、沢水使ってやる人もいるわけですけども、8月の農地パトロールで見いただきましたけれども、暗くなってから行かれないような状況ですね。熊なり、そういう動物がいつ出没してもおかしくないような状況下にな

っているということで、私、万世地区組合の役員させられているんだけど、万世地区の面積は90町歩くらいなんですけれども、その上のほうにつきましては区画整理もなっていないと。それが今まで一生懸命若いときからやる人が今割と高齢化になったということだと思いますけれども、万世地区にしては法人化でやっている人はいないですよ。だから今会長もおっしゃったけれども、法人化すればと言われるとは思いますが、ああいう田んぼで法人化といふとなかなか、大きい機械が入れない状況というか。とにかく基本から田んぼを直さないと、田んぼ直すと言ったって割と落差あるのでね。大きくできないかなと思っているんですけども。やっぱり今までやってきてこれからもやる人は、地道にやっていくのかな、やってほしいなと私も含めてなんだけれども、とにかく後継者自体がみんな勤め人でリタイアしたから息子やれと言ってもやるわけない。だから、辞めたらば近くのやっている人に作ってくれないかとお願いしても、作る人も年配になってくる。高齢化になりつつある。それで田んぼがああいう状況だということで、やっぱりロスがあるし、私もさっき言いましたけれども、農業用資材関係、肥料、農薬、その他もろもろいっぱいあるわけですけども、値上がり、倍じゃなくても倍近く値上げすれば、米の値段はこのとおりだし、とにかくそれでは食べていられないんじゃないかと。私だって一応年金はもらっているわけですけども、やっぱり年金だってそちらのほうにつき込みですよ。今、小関代理も言いましたけれども、機械が壊れば、例えば私今年70なんですけれども、今乾燥機壊れば買うしかないと思うんです。やる気があればね。私何年あとやれるのかなと。乾燥機の話出ましたけれども、うちの乾燥機は平成6年なんです。うちの父が、機械買えばいつ買った、何月買ったというふうにマジックで書いているわけですよ。私もそれ以降買ったら書くようにはしているんですけども。平成6年というと28年前ですよ。だからいつ壊れてもおかしくないのかなというふうには思いますけれども、乾燥機もやっぱり10万円、20万円では買えないし、面積に応じてそれなりの大きさの乾燥機を買おうと思いますけれども、本当に当地区については大変なのかなと。昨年については5町だか6町作っている人がみんな返したと。いろんな事情はあるにしても。返された人は機械なんかないから作られるわけもないし、何とか全部ではなくても作っていただきましたけれども、今年については。だから残っている農地、今は多分管理もなっていないから草も結構伸びて、今年の8月に農地パトロールで現場を見ましたけれども、来年以降、田んぼにはどうなのかなということもありますし、畑にしてもやっぱり山手なのでそういう悪い動物が結構うろちょろしているということもありまして、経費もかかりますね。電柵張ると言っても。それは市からの助成と

かもあるとは思いますが、それにしてもやっぱりやる気あるのかないのが気持ちの問題もありますけれども、私はできれば動けなくなるまでやりたいと思っています。皆さんも体には十分気をつけて、若い人が多いので、けがや事故しないようにひとつお願いしたいものだなと思います。

10番 (江口益美委員 挙手)

議長 10番 江口委員。

10番 10番 江口です。

これ9月30日の日本農業新聞でありますけれども、基本法検証に着手するというので農政審議会ということで、野村農相は審議会の冒頭「農業を取り巻く情勢が想定されなかったレベルまで変化している」という中で、東京大学は農産物価格の低迷が後継者の確保を阻んだと指摘しており、「食料・農業・農村分野の深刻な人手不足は対応を誤ると食料供給力を破壊し、日本の農と食の将来を危うくする」というようなことと、「ここに若い人がなぜ定着しないかと言えば、(農業で)食えないからだ」と述べたということで、基本法の見直しをしたいという考えを示しているという、9月30日の農業新聞ですけれども、こういったことで今大野澤委員が言ったとおり、作ったものとにかく価格が安いということで、機械を買うにも大変な要件あるということですので、国とか県とか、もっと農政をてこ入れするような改善策を求めないと、どこの地区見ても後継者がほとんどいない状況だということとは、やっぱりもっと農政が本当にしっかりした農業の施策を講じていかないと、農業委員でできるのはごく一部だと思いますので、国や県がしっかりした農政を考えてもらわないと、本当に安全安心な食糧をつくっていけないと私思っておりますので、この農業新聞のとおりだと思っております。

以上です。

議長 大野澤委員の改善に対する意見については終わりました、皆さんからその他についてのことで、今江口委員から大変貴重な意見ありましたので、その件に関連して何かありませんか。

15番 (相田市三郎委員 挙手)

議長 15番 相田委員。

15番 15番 相田です。

この間、農機具の会社の関係の人とお話する機会がありまして、いろいろ農機具屋さんも、我々生産者も大変ですけれども、若い人が農機具屋さんになりたいとか入りたいとか、大企業ですけれどもほとんどいないということで、農業情勢がこういう情勢だからだと思っておりますけれども、農機具屋さんは夜中にも呼び出し来たり残業があつたりするもので、なかなかそういうところが嫌られるようで、本社で買ってくれるお客さんに、働き方改革で残

業だの祝日休日は申し訳ないけれども社員はやれないような通達来て、そういうことになっていきますと、農家というのはやっぱり夜も朝も来てもらって農機具屋さんは農業のお医者さんだと思っていますので、それが休日で来れないとなれば、乾燥機みたいな火を使っているのはトラブルもありますので、大変なことになってきたなと思っていますので、さっき江口委員も言いましたけれども、全体的にこういう雰囲気はよくならないと、そういう問題が各地で起きているんだなと思いますので、もう考えを変えて何か発想の転換で、こういう機会だからこそうだといいいというものをみんなで見つけていかないと、なかなか生産者ばかりの問題でなく世の中動いてきたなと、大変になったと聞いていましたので今日お話しさせていただきました。

議 長 我々農家だけでなく関連の企業さん、機械屋さんもなり手がいないということで募集しても人が来ないということで厳しいようでありますので、その辺もやっぱり農家が元気がなければ、当然関連の業種の人も元気出ないわけでありますので、やっぱり国、県等には要望する必要があると思います。

2 番 この間、ちょっと新聞で米の卸の〇〇とあるんだけど、そこの社長さんが言っていたこと載っていたんだけど、米価が安くなっていると。本当はもっと米価上げてもいいんでないかと。作る人だんだんやめていくと、今米消費はどんどん落ちていくというけれども、ある程度くると人いるんだから食べないわけにいかないと。あと小麦上がったりと米のほうに少しは消費が増えてくるんじゃないかという話をしている、今は供給が余計だけれども、多分供給よりも消費のほうが余計になるということは、供給をする人がいなくなると、だんだんやめてきたりすると。という話が載っていたのよ。やっぱり山手のほうからどんどんやめてきたりすると、作っていたところが確実に減ってくると。農地も減ってくる、農業者がいないということは生産する人がいなくなるんだから、供給も減ってくると考えれば将来的には食糧が不足してくるとい状況も起きてくるんじゃないかと載っていたのよ。そのとおりだと思うのよ。後継者いない農家はやめてしまって、実際10町歩近く作ってやっていた人が病気したりして辞めたと言うと、その農地作らないかと言っても、今はもう限度だという人ばかりになってきて、そういう状況になってくると借りて作る人も減ってくるという状況があると。だからやっぱり米価とか上げて、農家するともうかるというなら若い人がするんだけど、農家というのは冷害の年も共済いっぱいもらっていたから、それで自動車買ったり農機具買ったりばんばん景気よくなったから、農家というのはある程度どんぶり勘定するものだから、金入ってくるとすぐ家建てただの、車買うだの農機具買うだのとするから、やっぱり一番景気よくなるのは農家に金預けることなんだと俺思うんだけど。

議 長

ありがとうございました。

じゃあ、関連して宮崎委員、若手ナンバーワン。資材高騰から今の担い手不足、後継者不足に関して何かないですか。

1 1 番

すみません、人材不足という点についてはちょっと、私たちはよく青年部なんかで話しますけれども、人いないからみんなで協力してやっぺというふうには言っているんですけども、その点については、なかなかいきなり増やせと言っても難しいと思うので、少しでも私たち若手が楽しく農業をしていけばおのずと息子、子どもたちもついてきてくれるかなと私も期待をしてやっております。資材高騰に関してなんですけれども、今私も勉強中で、皆さん先輩方に教えてもらいたい点があるんですけども、先日共済新聞で、畜産農家と私たちみたいな一般耕作者というのが連携をして、今肥料が高騰していると日本は騒いでいますけれども、化学肥料というのはほとんどが海外に頼っている状況みたいなんです。それで、やっぱり肥料高いと指をくわえて私たちは言っても仕方ない話ではないかなということで、やっぱり堆肥をうまく使えないものなのかなと思って、その中で堆肥はやっぱり散布するとなると専用の機械が必要なものですから、そこにもやっぱり機械が、マニアスプレッターだ何だとお金がかかるということで、ぼかし肥料化すれば有機肥料ということで、有機肥料対応の例えばブロードキャスターとかで使えるのかなとか、そういう部分でぼかし肥料の可能性についてということで、私個人的に今勉強しています。そういう知識がある方いたらぜひ教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。大変貴重な意見。そのほか皆さんからありませんか。

ないようですので、その他も終了して、以上で本日の第27回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会

午前10時30分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年10月14日（金）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

樋渡 由美

議事録署名委員

二宮 啓一